

事業主殿

酸素欠乏危険作業特別教育について

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

労働安全衛生法第59条酸素欠乏症等防止規則第12条の規定により、酸素欠乏危険作業（硫化水素含む）に係わる業務に労働者をつかせるときは、酸素欠乏危険作業特別教育を修了した者か、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者でないと従事させることが出来ないことになっております。

当協会では今回、下記により本特別教育を実施しますので、法律違反とならないよう、この機会に該当労働者を受講させられるようご案内いたします。

1. 実施月日・会場・講習内容・定員

実施月日	会場	科目	定員
2019年 6月19日(水) 10:00~17:00	新居浜市市民文化センター 別館1階 第6中会議室 新居浜市繁本町8-65 TEL(0897)33-2180 (駐車場あります)	○酸素欠乏等の発生の原因 (1H) ○酸素欠乏症等発生の症状 (1H) ○空気呼吸器等の使用の方法 (1H) ○事故の場合の退避及び救急蘇生の方法 (1H) ○その他の酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項 (1.5H)	40名

2. 受講料 会 員 6,480円(消費税含む) テキスト代 1,296円(消費税含む) ※テキスト改訂の場合、テキスト代が変更する
一 般 9,720円(消費税含む) テキスト代 1,296円(消費税含む) 場合があります。ご了承下さい。

3. 修了証 全科目を受講した方に修了証をお渡しします。
又事業主には3年間保存義務のある受講証明書を発行します。

4. 申込要領

- 1) 申込先 (公社)愛媛労働基準協会新居浜支部(新居浜市泉宮町5-8) 電話 0897-37-3550
- 2) 申込書 ※印以外は全部記入して受講料を添えてお申し込み下さい。
- 3) 申込期限 2019年4月19日(金)~2019年6月12日(水)【土・日及び祝日を除く】
(期間内でも定員になり次第締め切ります)
- 4) 納入した受講料は欠席しても返戻できません。

切り取り

酸素欠乏危険作業特別教育

【受講申込書 受講日:2019年6月19日】

※テキスト: ☐当 ☐済 ☐不要

※修了証番号			※受付番号	松・新・今 八・宇・四
ふりがな				
氏 名				☐ 男 ☐ 女
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月	日生
現住所	〒 () 個人連絡先: ()			
勤務先住所	〒 () TEL ()			
勤務先名				
備 考				

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部長 殿

○ ※以外の欄はすべて記入してください。

酸素欠乏危険作業特別教育

【受講票】

※テキスト: ☐当日渡し ☐受講者持参

※受付番号	松・新・今 八・宇・四
ふりがな	
氏 名	
受講月日	2019年6月19日(水)
時 間	10:00~17:00
会 場	新居浜市市民文化センター 別館1階 第6中会議室 新居浜市繁本町8-65 TEL 0897-33-2180
講 習 内 容	酸素欠乏等の発生の原因 酸素欠乏等の発生の症状 空気呼吸器等の使用の方法 事故の発生の退避及び 救急蘇生の方法 その他の酸素欠乏症等の 防止に関し必要な事項

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

○ 受講票は講習会当日受付に提示し
受講中は机上に置いてください。